

平成 15 年 12 月 12 日

各位

大阪市中央区瓦町三丁目 5 番 7 号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号 8798)
(連絡先) 執行役員経営管理本部長 千田吉裕
電話 06-6204-1193

コンプライアンス委員会の設置について

保険募集業務は、保険業法や消費者保護に関する諸法令によって厳しく規制されており、コンプライアンス(法令遵守)の徹底は、企業信用を保持するうえで大変重要な要素となります。特に顧客情報の取扱いについては、顧客のプライバシー保護の観点等から、慎重かつ厳密な管理が求められています。当社は違法行為や反社会的行為によって、顧客や投資家などの信用を失うことがないように、法令・諸規則についての教育を徹底し、社会の公器に相応しい企業文化を醸成して行くと共に、社内規則やマニュアルの徹底した整備を図ることによって、常にコンプライアンスの強化を目指してまいりました。これらの活動をより確かなものとするため、コンプライアンス委員会を設置いたしました。

1. コンプライアンス委員会のメンバー

- ・ 委員長・・・弊社代表取締役社長
- ・ 副委員長・・・弊社最高執行責任者
- ・ 社外委員・・・弊社顧問弁護士、弊社顧問会計士 計 3 名
- ・ 社内委員・・・弊社役員、弊社内部監査担当幹部社員 計 2 名

2. コンプライアンス委員会の機能

- ・ 当社グループ各社におけるコンプライアンス経営の維持、向上、推進を指導・支援します。
- ・ 当社グループ各社におけるコンプライアンス状況を調査・監査し、改善を勧告します。
- ・ コンプライアンス経営を周知徹底させるために、教育、啓蒙等の必要な施策を指導します。
- ・ スピークアップ制度に基づく通報があれば、速やかに事態を調査し、対応案と再発防止案を策定のうえトップマネジメントに具申し、対応策について関係部門へ勧告します。

3. スピークアップ制度(内部告発者保護制度)の導入

コンプライアンス違反、またはその恐れに関する社内情報を収集するためのスピークアップ制度を導入いたします。いわゆる内部告発による情報の収集がコンプライアンス経営にとって非常に重要となっており、コンプライアンス委員会にこのような内部情報が適時に提供されることを促進するため、内部告発者が社外委員である顧問弁護士に直接情報を提供する途を作ります。

社外委員である顧問弁護士は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮る制度としています。

以 上